

八代市小規模工事等契約希望者登録申請の手引き

1 小規模工事等契約希望者登録制度について

(1) この制度は、八代市内で建設業等を営む方で、入札参加資格審査は受けていなくても小額で内容が軽易な工事・施設の修繕等の受注・施工を希望する方を登録し、市が発注する小規模な建設工事や修繕において積極的に業者選定の対象とすることにより市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。

※ 原則として、市が発注する小規模工事は、本制度に登録されている方に優先して発注いたしますので、小規模工事の受注を希望される方は必ず登録してください。

(2) 小規模工事等の範囲は次の各号の全てに該当するものです。

- ① 市が発注する小規模な建設工事や修繕
- ② その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもの
- ③ 1件の契約金額が50万円以下のもの

(3) 契約者の決定は、原則として複数の業者での見積合わせにより、最低価格を提示した方と契約することになります。

また、見積合わせに選定されても、都合により辞退することができます。

ただし、必ず発注課まで辞退届を提出してください。

(4) 施工は、八代市契約規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。

なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けは禁止されていますので、**必ず自ら施工できる範囲の業種(最大3業種)を希望順位の高い順に登録してください。**そして、現場の施工管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

※ 原則として、登録されている業種の工事しか受注できませんので、ご注意ください。

2 登録できる方・できない方

(1) 登録できる方

八代市内に主たる営業所又は住所を置いて建設業等を営んでいる方で、原則として、建設業の許可の有無や経営組織、従業員数等は問いません。

※八代市競争入札参加資格審査申請要領第3条第1項第2号の規定に基づき、物品・役務の入札参加有資格者名簿にすでに登録されている方で、この小規模工事の受注を希望される場合は、登録が必要となります。

(2) 登録できない方

次の各号のいずれかに該当する方は、登録することはできません。

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 八代市競争入札参加資格審査申請要領第3条第1項第1号の規定に基づき、建設工事等の競争入札参加有資格者名簿に登録されている方
- ③ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許、実務経験等を有しない方

※ 例：電気工事：第一種・第二種電気工事士など

管工事：一般建設業許可（管）、二級管工事施工管理技士など

- ④ 市税を滞納している方
- ⑤ 公共工事の相手方として不相当と認められる者

3 登録申請の方法

(1) 希望業種

希望する業種の順に、別紙・小規模工事等希望業種分類表の中から「業種番号」、「希望業種」の名称、「主な工事・修繕の内容」の番号・名称を転記・記入してください。

（3業種以内）

また、資格、免許等を有する場合は、その種類名称等も記入してください。

(2) 添付書類

登録申請書に次に掲げる書類を添付し提出してください。

- ① 市税の完納証明書(法人の場合は会社名義及び代表者の本人名義、個人事業主の場合は本人名義のもので、申請日前1ヶ月以内に発行されたもの)
- ② 登録をしようとする者が法人の場合は、商業登記簿謄本（写し可）
- ③ 登録をしようとする者が個人事業主の場合は、運転免許証、健康保健資格確認書等の氏名及び住所が確認できる書類の写し。ただし、事業所の所在地が個人事業主の住所と異なる場合は、さらに公共料金領収書等の事業所の商号・名称及び所在地が確認できる書類の写し
- ④ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

4 登録の受付

登録受付期間は令和8年5月7日（木）から令和8年5月22日（金）までで、**有効期間は3年間(令和8年6月1日から令和11年5月31日まで)**です。

なお、受付期間が経過した後も登録は随時受け付けます。ただし、有効期間は当初の期間内の残りの期間となります。

その後は、3年毎の申請により登録となります。その都度、広報紙等でお知らせしますが、個別のお知らせは行いませんのでご注意ください。

申請書等の様式は、市のホームページからダウンロードできますが、ホームページをご覧になれない方は、契約検査課（本庁3階）で配布します。

登録申請の受付は、契約検査課で行います。

5 名簿の活用及び公表

小規模工事等契約希望者登録名簿は庁内に公開し、小規模工事等の業者選定に活用されます。

また、契約制度の透明性確保のために、市ホームページ等で一般にも公開します。あらかじめご了承ください。

ただし、この名簿に登載されても業者選定や契約を約束するものではありません。

なお、登録後に市税を滞納していることが明らかとなった場合は、完納までの期間は業者選定の対象外となります。

6 登録事項の変更等

登録名簿に登載された後で、登録事項に変更があったとき、事業を廃止したとき又は登録を辞退しようとするときには、小規模工事等契約希望者登録変更・廃止・辞退届を速やかに提出してください。

7 登録の取り消し

登録名簿に登載されている者が、次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

- (1) 市内に主たる事業所又は住所を有しなくなった場合
- (2) 2の(2)に規定している「登録できない方」に該当するようになった場合
- (3) 倒産又は破産した場合
- (4) 契約に関して談合等の独占禁止法その他の関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

8 見積書の提出

見積書の提出の依頼があった場合は、発注課の指示に従って速やかに書面で提出してください。

原則として複数の業者での見積合わせにより、最低価格を提示した方と契約します。

9 契約の締結

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って必ず書面（契約書又は請書）により契約してください。なお、契約保証金は原則として免除します。

契約締結後（発注後）の辞退はできませんのでご注意ください。もし、辞退があった場合、7の(4)に該当するものとして登録を取り消すこともあります。

10 請負代金の支払

施工完了後の検査に合格後（手直しがあつた場合はその完了後）、請求に基づき支払います。

支払いは、正当な請求を受けた日から30日以内です。なお、前払金や部分払金はありません。

問合せ・登録受付先

〒866-8601 八代市松江城町1-25 八代市役所 契約検査課 工事契約係
TEL：0965-33-4120（直通） FAX：0965-30-7585

小規模工事等希望業種分類表

区分	業種 番号	希望業種	主な工事・修繕の内容
建 築 関 係	1	大工	①大工工事 ②間仕切りなど木部の修繕 ③屋根の修繕 ④雨樋の取替・修繕 ⑤手摺の取替え修繕 ⑥その他
	2	左官	①左官工事 ②モルタル工事 ③吹き付け工事 ④スロープの修繕 ⑤玄関タイル・タイル補修修繕 ⑥段差補修 ⑦その他
	3	ガラス	①破損ガラスの取替え
	4	畳	①畳の張り替え
	5	塗装	①木部、鉄部の塗装 ②その他
	6	壁・防水	①外壁の修繕 ②屋上の防水修繕 ③ベランダの防水修繕 ④その他
	7	外構	①門扉の修繕、フェンスの修繕 ②ブロック積替・修繕 ③その他
	8	内装	①カーテン・ブラインド等取付け・補修 ②天井・床・クロスの修繕 ③その他
	9	鋼製建具	①ドア・扉・シャッターの取替え・修繕 ②網戸・サッシの取替え・修繕 ③鍵の取替 ④その他
	10	木製建具	①家具の修繕 ②襖・障子の張替え・修繕 ③その他
設 備 関 係	11	電気・通信	①電気設備の修繕 ②照明設備の修繕 ③通信・放送設備 の修繕 ④電話設置・補修 ⑤家電製品の修繕 ⑥テレビ アンテナ取替 ⑦その他
	12	管	①冷暖房設備の修繕 ②排気・換気設備の修繕 ③エアコン室外機の修繕 ④給水管の取替え・修繕 ⑤水道蛇口の修理 ⑥配水管の修繕 ⑦便器の取替え ⑧その他
そ の 他	13	運動施設・遊具	①運動施設・遊具の修繕 ②その他
	14	その他	上記以外の小規模工事・建築物修繕

※八代市下水道排水設備指定工事店及び八代市水道事業指定工事店が施工の指定を受ける工事・修繕等は除く。